法第三十一条第一項	新型コロナウイルス感染症
一類感染症、二類感染症又は三類感染症	

第三条の表法第三十四条の項を次のように改める。

法第三十二条及び第三十三条	新型コロナウイルス感染症
一類感染症	

第三条の表法第三十五条第一項の項を次のように改める。

法第三十五条第一項	新型コロナウイルス感染症の患者が
一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が	
一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者	新型コロナウイルス感染症の患者

第三条の表法第三十五条第五項の項及び法第三十六条第一項の項を削り、同表法第四十三条第一項及び第四十四条の項の次に次のように加える。

法第四十四条の二の見出し	新型コロナウイルス感染症について
新型インフルエンザ等感染症の発生及び	
法第四十四条の二第一項	新型コロナウイルス感染症が
新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症	新型コロナウイルス感染症
血清亜型及び検査方法	検査方法
法第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五	新型コロナウイルス感染症
新型インフルエンザ等感染症	

第三条の表法第五十七条第一号から第三号までの項中「第三号」を「第四号」に改め、同表法第五十八条第五号から第七号までの項中「第七号」を「第九号」に改め、同表法第五十九条の項を削り、同表法第六十一条第三項の項中「第七号」を「第九号」に改め、同表法第六十四条第一項の項中「第六章」を「第七章」に改め、同表令第六条の項の次に次のように加える。

令第八条第一号	一類感染症の建物
	当該一類感染症
一類感染症	当該新型コロナウイルス感染症
令第九条第一号	新型コロナウイルス感染症

第三条の表令第二十五条第一項の項を削り、同表令第二十七条第一項の項を次のように改める。

令第二十七条第一項	並びに	及び
	第九号まで及び第十四号	第九号まで

第四条中「並びに第三十八条第五項」を「、第三十二条、第三十三条、第三十八条第五項」に、「の規定」を「、第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定」に改める。

附則第二項ただし書中「第四号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、「第八号、第九号、」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の項中「並びに第三十八条第五項」を「、第三十二条、第三十三条、第三十八条第五項」に、「の規定」を「、第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定」に改める。

総務大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）